

バス車両について

資料4-2

前回会議資料を基に、追加協議に係る表記を追加（一部削除）しています。

※黄塗箇所

○導入車両

車両台数 2台

使用者 指名落札業者

乗車定員 ・9名（客席8名）程度（路線定期運行）

・5名（客席4名）程度（区域運行）

車両仕様 ・トヨタ自動車（株）ハイエースバン（スーパーロングバン）と同等以上で、別添バスルートを運行でき、乗降時のステップ高が225mm以内で床面高が570mm以内の車両1台（路線定期運行）

長さ5,380mm 幅1,880mm 高さ2,285mm 車両総重量2,700kg

・トヨタ自動車（株）ジャパントクシーと同等以上で、別添バスルートを運行でき、車イス使用車が車イスを使用した状態で乗降することのできる車両1台（区域運行）

長さ4,400mm 幅1,695mm 高さ1,750mm 車両総重量1,685kg



路線定期運行バス車両イメージ



区域運行バス車両イメージ

■運行車両について

・路線内において狭隘道路を走行するため、乗車定員11人未満の車両により運行する。

また、利用者の利便性を損なわないように想定利用者数も考慮の上、車両選定を行った。

想定利用者数 1便あたり約4人

■予備車両、車両の併用について

・車両の定期点検及び事故・故障等に備えるため、予備車両を用意して対応する。

（路線定期運行：乗車定員11人未満の予備車両1台を想定）

なお、区域運行で使用する車両及び予備車両は、運行事業者が他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両を併用して使用する。（乗車定員11人未満の車両 併用2台）

■運行車両数について

・想定利用者数を考慮の上、路線定期運行は常用1台、予備1台の合計2台で運行する。

予約便の区域運行は常用1台、予備1台の合計2台で運行する。

○バリアフリーの適合確認

路線定期運行バス車両については、後述のとおり適用除外の申請をいたします。

区域運行バス車両については移動円滑化基準に適合しています。

~~・乗降口のステップ高が225mm以内で床面高が570mm以内（路線定期運行）~~

・車イス使用車が車イスを使用した状態で乗降することが可能（区域運行）

※車イスを搭載した場合の定員は客席2名（車イス1名＋通常座席1名）

○事前確認事項

令和元年7月26日～令和2年7月 バス会設立、会議、住民アンケート、住民説明会、試走会実施等により、地元と協議済

令和2年5月7日 公安委員会 支障なし

令和2年6月17日 道路管理者（県道）支障なし

令和2年6月19日 道路管理者（市道）支障なし

○運行開始までのスケジュール

7月 日 地域公共交通会議書面決議

8月1日 回覧にて事前情報周知（運行概要・バス停位置・時間帯・料金等）

9月15日 時刻表・路線図全戸配布、市報掲載

~~9月30日 出発式~~

10月1日 運行開始

路線定期運行導入車両に係るバリアフリー法の適用除外について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成18年法律第91号）では、車両の新規導入の際には低床や車椅子による乗車が可能であることなど、バリアフリー基準の適合が義務付けられているところです。

しかしながら、道路や地形上の問題等により基準を満たす車両での走行が困難である場合、乗車定員が23人以下であって車両総重量5トン以下の自動車について、地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外となります。

導入予定の路線定期運行は、住宅地から周辺的生活利便施設への接続を主としており、主要道路から離れた住宅街を結ぶ運行について、狭隘道路を避けたルート設定ができないことから、当該道路を走行することのできるワゴン車両（10人乗り）を導入することとし、当該車両の移動等円滑化基準の除外認定を受けるものです。

なお、車椅子利用者への対応については、「資料4-1 運行計画概要」および前項に示すとおり路線定期運行の車両とは別の車両にて行います。

【参考】車椅子利用者への対応について

○乗降予約を行った路線定期運行バス停留所間のみを原則、最短距離で運行を行う。（要予約）

○使用車両は、トヨタ自動車（株）ジャパンタクシーを予定し、車椅子利用者が車椅子に乗ったまま乗降することが可能。

○予約方法は以下のとおり。（前回会議内容から変更）

新) 利用者からの電話連絡での受付を予定。

受付時間（期間）は、平日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/31～1/3）を除く）の9時から17時までで、乗降日の前週から乗降日の前日までとする予定。

旧) 利用者からの電話連絡及び車内での受付を予定。

受付時間（期間）は、運行事業者の営業時間内で、乗降日の5営業日前から乗降日の前営業日までとする予定。

○利用方法・予約方法は、9月15日号のはんだ市報及び市報に併せたダイヤ・時刻表の配布、半田市HPにより周知を行う。また、地区バス会や、自治区の会議等でも直接説明・周知を行う予定。

【対象路線】

岩滑小線

【適用する車両】

前項のとおり

【認定により適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容】

第37条第2項第2号：乗降口のスロープ

第39条：車椅子スペース

第40条第1項：通路の幅

第40条第2項：通路の手すりの設置

第41条：運行情報提供設備等